

2026 年 10 月 9 日

各位

株式会社池田泉州銀行

「未利用口座管理手数料」 口座解約手続（自動解約）一部変更のお知らせ

平素は池田泉州銀行をご利用いただきありがとうございます。

さて、先日対象のお客さまへお送りいたしました「未利用口座管理手数料」引落しのお知らせ（兼 解約通知書）はがきにて、該当口座の残高が手数料額よりも少額の場合、「未利用口座管理手数料の引落しのあと、すぐに口座を解約」させていただく旨をご案内しておりました。

しかしながら、口座を解約する際に必要となる手続きの関係で、解約の際に利息が発生する口座については下記のとおり取扱いを変更いたします。

記

1. 変更の対象となる口座

未利用口座のうち、口座解約の際に解約時利息が 1 円以上となる口座

2. お取扱いについて

2026 年 11 月 4 日 未利用口座確定日

同日までにご利用・ご解約済でない場合、「未利用口座」としてのお取扱いとなります。

2026 年 11 月 5 日 手数料引落日

「未利用口座管理手数料」の引落しを行います（ご利用・ご解約済の口座を除きます）。

ただし、上記変更の対象となる口座の場合は、たとえ同日の残高が手数料額(1,320 円)より少ない場合であっても、口座は解約いたしません(手数料引落日のみ行います)。

今後ご利用予定のない口座につきましては、お手数ですがお早めに解約のお手続きをご検討ください。

ご解約を希望される場合は、お近くの窓口にてお手続きください。

解約のお手続き方法や手数料などくわしくは下記

(https://faq.sihd-bk.jp/category/show/150?site_domain=default) よりご確認ください。

対象口座や口座残高等ご不明点につきましては、お取引店へお問合わせください。

以 上